

議第3号

下呂市北部学校給食センター改築工事（電気設備）請負契約
の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 工 事 名 下呂市北部学校給食センター改築工事（電気設備）
2. 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
3. 契約金額 変更前 183,060,000 円
 変更後 188,751,600 円
4. 契約の相手方 岐阜県下呂市萩原町上村 788 番地 1
 桂川電工株式会社
 代表取締役 桂 川 卓 也

平成 31 年 2 月 5 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市北部学校給食センター改築工事（電気設備）の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 54 号）第 2 条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負」に該当するため。

変更内容説明資料

1. 仕様書番号 教工第 51 号

2. 工 事 名 下呂市北部学校給食センター改築工事（電気設備）

3. 契約金額	変更前	183,060,000 円
	変更後	188,751,600 円
	増 額	5,691,600 円

4. 変更理由・内容

電気設備工事において、調理場内にある冷凍冷蔵庫には、給食で使用する食材が保管されているため、停電時に対応するための非常用電源として発電機の設置と配線工事を追加することとなった。また、設備工事内では、取付箇所の変更により幹線配線や照明器具設置等に変更が生じた。